

菊水ホールディングス株式会社

第74回

定時株主総会招集ご通知

2025年6月26日(木曜日)午前10時

アニヴェルセル ヒルズ横浜 ヴィラ・アジュール

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央4番1号

議決権
行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時30分まで

証券コード:6912

私たち菊水は 自由で豊かな発想と行動力で“創発”し 社会と共に進化します

自由な発想と行動力で、社会と共に進化する



目次

株主の皆様へ	02	連結計算書類	
第74回定時株主総会招集ご通知	03	連結貸借対照表	60
株主総会参考書類		連結損益計算書	61
第1号議案 取締役（監査等委員であ る取締役を除く。）4名 選任の件	07	連結株主資本等変動計算書	62
第2号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	11	計算書類	
第3号議案 当社株式の大量買付行為 に関する対応策（買収へ の対応方針）の継続の件	15	貸借対照表	63
事業報告		損益計算書	64
I 企業集団の現況に関する事項	39	株主資本等変動計算書	65
II 株式に関する事項	48	監査報告書	
III 新株予約権等に関する事項	49	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	67
IV 会社役員に関する事項	50	計算書類等に係る会計監査人の監査報告書	70
V 会計監査人に関する事項	54	監査等委員会の監査報告書	73
VI 業務の適正を確保するための 体制の整備についての決議の内容の概要	55	KIKUSUI WEBのご案内	75
VII 株式会社の支配に関する基本方針	58		
VIII 株式会社の状況に関する重要な事項	59		
IX 剰余金の配当等の決定に関する方針	59		

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、グローバル需要を捉えるべく、重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）、サーバー・ICT関連市場、その中でも特にカーボンニュートラルや電動化を進めている分野に注力し、顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業と研究開発活動を進めてまいりました。また、展示会への出展やWebを活用した販売促進活動等を進めるなど売上拡大に努めると共に、原価低減にも努力を重ねてまいりました。これらの取り組みの結果、当連結会計年度は前期比増収、増益となりました。

これもひとえに株主の皆様、お客様のご協力、ご支援、そして販売代理店や仕入先の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、普通配当1株当たり6円増配し53円にすることを取締役会で決議いたしました。

今後は、株主の皆様への利益還元の姿勢をより明確にするため、新たな方針を掲げ、株主還元を実施してまいります。

お客様のご愛顧と当社を支えていただいている株主の皆様にご心より感謝を申し上げますと共に今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長

小林一夫



株主各位

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号 サウスウッド4階

菊水ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小林 一夫

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://kikusui-holdings.co.jp>

また、電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 アニヴェルセル ヒルズ横浜 ヴィラ・アジュール
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央4番1号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当会社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法によりご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご記入・ご捺印は不要）
また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<代理人により議決権を行使される場合>

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面及びご本人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵 送



行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶ インターネット



行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットで重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。ただし、書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使内容を有効といたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法によりご通知ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。

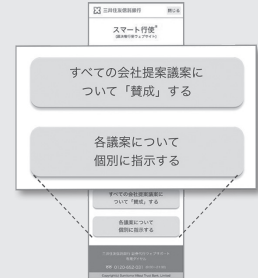


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

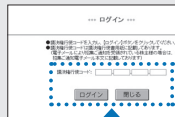
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

① 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こばやし かず お 小林 一夫 (1954年3月17日生)	1983年9月 当社入社 1994年4月 当社経営管理室長 1994年6月 当社取締役経営管理室長 1997年6月 当社常務取締役 1999年6月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年4月 当社内部監査室長（現任） 2017年4月 当社未来創発室長	565,037株
【取締役候補者とした理由】 小林一夫氏は、経営トップとしての豊富な経験と優れた人格、知見及び全社を俯瞰して要所を抑えた判断力を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> こばやし つよし 小林 剛 (1957年1月12日生)	1982年4月 ケル株式会社入社 1992年2月 株式会社ブライト・インターナショナル 設立、代表取締役 2001年6月 当社常勤監査役 2003年6月 当社取締役人事総務部門担当 2006年4月 当社常務取締役新規事業推進本部副部長、 製品企画部門担当 2006年4月 KIKUSUI AMERICA,INC.CEO 2007年1月 菊水貿易(上海)有限公司董事長 2007年6月 当社専務取締役販売関連部門統括 2010年4月 当社専務取締役生産本部長、社長室長 2015年4月 当社専務取締役事業推進室長、グローバル 事業部長、中国支社長 2017年4月 当社専務取締役社長室長、技術本部長、 生産本部担当 2020年4月 当社専務取締役社長室長、未来事業室長、 技術本部長 2022年10月 当社専務取締役経営企画室長（現任）	213,418株
【取締役候補者とした理由】 小林剛氏は、経営企画・国際・営業・開発等の分野での豊富な経験と優れた人格及び知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div data-bbox="250 417 323 450" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> さいとうしろう 齋藤士郎 (1958年10月22日生)	1982年 3月 当社入社 1995年 4月 当社経理部次長 2000年 4月 当社執行役員経理部門担当 2004年10月 当社執行役員経理部門・人事総務部門・ 法務室・広報室担当 2006年 6月 当社取締役経理部門・情報管理部門・人 事総務部門・法務室・広報室担当 2009年 4月 当社常務取締役生産関連部門・資材部 門・業務支援関連部門管掌 2010年 4月 当社常務取締役管理本部長 2019年 6月 当社常務取締役管理本部長、品質本部長 2021年 4月 当社常務取締役管理本部長 (現任)	43,699株
<p>【取締役候補者とした理由】 齋藤士郎氏は、経営管理・会計・財務・法務等の分野での豊富な経験と優れた人格及び知見を有しており、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> あ せ かおる 阿 瀬 薫 (1960年1月29日生)	1978年4月 大阪国税局入局 2011年7月 国税不服審判所国税審判官 2012年7月 税務大学校研究部教授 2014年7月 東京国税局課税第一部国税訟務官室国税訟務官 2015年7月 沖縄税務署長 2016年7月 東京国税不服審判所第四部国税審判官 2017年7月 東京国税不服審判所横浜支所長 2018年4月 国税不服審判所沖縄事務所長 2019年3月 熊本国税不服審判所長 2020年6月 阿瀬薫税理士事務所開設（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>阿瀬薫氏は、過去に社外役員となること以外の方法により会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行いただいているものと判断しております。同氏は社外取締役として、引き続き、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林一夫氏及び小林剛氏の所有する当社の株式数は、両氏の資産管理会社である株式会社ケーティーエムが保有する株式数を含んでおります。
3. 阿瀬薫氏は社外取締役候補者であります。
4. 阿瀬薫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 阿瀬薫氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やま ぎき とし のぶ 山 崎 俊 宣 (1955年3月21日生)	1978年4月 株式会社旭通信社（現株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ）入社 1999年1月 同社第13営業本部グループ長 2005年1月 同社テレビラジオ本部ラジオ局長 2008年7月 同社テレビラジオ本部第2テレビタイム局長 2010年1月 同社テレビラジオ本部テレビ局長 2011年1月 同社テレビラジオ本部長 2015年4月 当社入社 2015年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	1,000株
【取締役候補者とした理由】 山崎俊宣氏は、営業・マーケティング・法務等の分野での豊富な経験と優れた人格及び知見を有し、2015年からは当社監査役に就任するとともに、2023年からは当社の監査等委員である取締役として職務を遂行しており、その豊富な経験を基に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div data-bbox="250 405 323 435" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うち やま しん いち 内 山 進 一 (1961年2月17日生)	1983年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2003年 9 月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）営業本部営業第三部次長 2006年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）ニューヨーク支店副支店長 2009年 5 月 同行名古屋営業本部名古屋営業第三部長 2010年 8 月 同行外為事務部長 2012年 6 月 森永製菓株式会社取締役 2014年 6 月 同社取締役上席執行役員 2022年 7 月 株式会社丸の内よろず非常勤顧問 2023年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 内山進一氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での長年の経験と他社における役員としての経験に基づく財務・会計に関する適切な知見を有しており、その豊富な経験を基に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div data-bbox="250 480 323 511" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> しん たに いっ お 新谷逸男 (1953年11月25日生)	1972年4月 東京国税局入局 2001年7月 国税庁長官官房人事課課長補佐 2002年7月 館山税務署長 2004年7月 東京国税局調査第1部特別国税調査官 2006年7月 東京国税局総務部国税広報広聴室長 2008年7月 杉並税務署長 2009年7月 東京国税局総務部総務課長 2010年7月 国税庁長官官房監督評価官室長 2012年3月 沖縄国税事務所長 2013年6月 金沢国税局長 2014年8月 新谷逸男税理士事務所開設 (現任) 2015年6月 岩井機械工業株式会社社外監査役 2016年3月 株式会社M.I.Tホールディングス (現株式会社ビューティーシェアリングテクノロジーズ) 社外監査役 2023年6月 岩井機械工業株式会社社外取締役 (現任) 2023年11月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>新谷逸男氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法により会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。同氏は社外取締役として、引き続き、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内山進一氏及び新谷逸男氏は社外取締役候補者であります。
3. 内山進一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。新谷逸男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7ヶ月となります。
4. 各候補者の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

地位・氏名		企業経営	グローバル・国際	営業・マーケティング	研究開発・技術・製造	会計・財務	法務・リスク	サステナビリティ・人材開発
取締役								
小林 一夫		●		●				●
小林 剛		●	●	●	●			●
齋藤 士郎		●				●	●	●
阿瀬 薫	社外独立					●	●	
取締役(監査等委員)								
山崎 俊宣				●			●	
内山 進一	社外独立	●	●			●		●
新谷 逸男	社外独立	●				●	●	

第3号議案

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

2022年6月29日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）を導入し、その有効期限は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、旧プラン導入以後の情勢の変化等も踏まえ、買収への対応方針の継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、株式会社の支配に関する基本方針を維持することを確認したうえで、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続することにいたしました。（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの継続にあたり、軽微な修正を施している個所がありますが、基本的な内容は旧プランと同一であり、内容に関わる大幅な変更はありません。

つきましては、本プランを決定することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、1951年の創業以来、エレクトロニクス技術の基盤を支える電子計測器及び電源機器の専門メーカーとして、高品質な製品・サービスを提供する事に取り組み、お客様からの信頼を築き上げてきました。

電子計測器と電源機器はいずれもエレクトロニクス技術に必須の設備であり、電気、電子機器・装置の研究開発、生産が行われるあらゆる場所が当社グループの活躍するステージとなります。

また、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される中、多様化するお客様ニーズへ柔軟に対応するために、そのニーズを的確に把握し、お客様にご満足いただける製品・サービスを提供することにより、電子計測器と電源機器のエキスパートとして、日本、そして世界のエレクトロニクス産業を支えるという、重要な役割を果たすことができると考えております。

電子計測器については、研究開発から、製造、検査、サービスに至る幅広い領域で使用される必需品です。特に近年は、特定用途に専用化した計測器の需要が高く、そのニーズに応じた製品の開発、販売に注力しています。

電源機器については、あらゆるエレクトロニクス部品や機器・装置の評価に欠かせない重要な設備装置です。近年は、直流及び交流電源と共に、評価用疑似負荷となる電子負荷装置が躍進し、「電源と電子負荷のトップブランド」として、国内外ユーザー様の支持を頂いています。

このように、当社製品は、微小な電流や電圧、高周波等の電気信号を高精度に測定するための電子計測器や、安定した直流・交流電圧を出力させる電源機器等、専門的な知識や高度な技術力が求められております。

当社は、中長期的な経営計画に取り組みむことで、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じ、企業価値の向上をさせるべく、効率的かつ適正な企業運営を推進することで、当社の企業価値・株主の皆様のご共同利益を最も向上させるものと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の経営体制を構築し、経営の透明性や公正性並びに迅速な意思決定の維持・向上に努めることを最重要課題と考えております。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、定例(毎月1回)及び臨時に開催しており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名、常勤監査等委員1名）で構成され、監査等委員会が定めた監査の方針と監査計画に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための提言等を適宜行っており、重要な決裁書類の閲覧、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの営業内容等の聴取、本社、事業所、子会社における業務の状況の調査等を実施しております。また、会計監査人から定期的に、会計監査の結果報告を受けるとともに、監査等委員会と会計監査人との間で意見交換をしております。

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員3名中の2名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、社外取締役3名全員を独立役員として指定しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、内部管理体制の強化を推進しており、社内における内部統制の見直しを行い、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」に係る改善及び合理的な運用を図るべく、今後も鋭意努力してまいります。

3. 本プラン導入の目的

このように、上記1.の基本方針に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策を推進しておりますが、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといったものも少なくありません。

もとより、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、中長期的な経営計画の下、さらなる成長に向けて取り組んでおります。その過程において、短期的に、または、投機的に株式の取得・売却をする目的での株式の大量買付者が登場することは、中長期的な成長の機会を失うのみならず、電子計測器・電源機器メーカーとしての品質に対するお客様の信用を損ね、当社グループの企業価値が大きく毀損するおそれがあります。こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価上昇を目的とした経営判断を求められかねず、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。また、現在の当社株主構成には固定的な大株主は存在せず、当社株式は多くの株主の皆様分散して保有されておりますので、今後大量買付行為が行われる可能性も否定できないことから、予め買収への対応方針を導入しておくことが必要不可欠と判断しております。

これらの理由から、当社グループの経営に対して重要な影響を与えることとなる、当社株式に係る株式等の保有割合を20%以上とすることを目的とした買付者等による買収行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対する十分な情報提供がなされる機会を確保しつつ、株主共同の利益を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証する必要があると考えております。

上記1.の基本方針に照らした結果、当該買収行為が当社の株主全体の利益に反し、または当社グループの事業目的を妨げるものである場合には、これを未然に防ぎ、併せて買付者等と取締役会とが交渉を行う機会を設け当社グループの企業価値をより向上させるため、買付者等及び当社取締役会に対して事業計画の提案等をさせることを目的として、本プランの導入を決定いたしました。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付について

次の①または②に該当する買付がなされる場合、原則として、本プランに定める手続に従い、本プランは開始されます。

但し、①または②に該当する場合でも、当社取締役会が書面で同意した場合には、この限りではありません。(以下、①または②に該当する買付を行った者(当社取締役会が書面で同意したことにより本プランの対象にならない買付を行った者を除く。)を「買付者等」という。)

- ① 当社が発行者である株式等(*1)について保有者(*2)の株式等保有割合(*3)の合計が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等(*4)について、公開買付(*5)に係る株式等の株式等所有割合(*6)、及びその特別関係者(*7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
 - (*1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下同様です。
 - (*2) 金融商品取引法第27条の23第3項で保有者とみなされる者を含み、以下同様です。
 - (*3) 金融商品取引法第27条の23第4項の「株券等保有割合」で、以下同様です。
 - (*4) 金融商品取引法第27条の2第1項の「株券等」で、以下②では同様です。
 - (*5) 金融商品取引法第27条の2第6項の「公開買付」で、以下同様です。
 - (*6) 金融商品取引法第27条の2第8項の「株券等所有割合」で、以下同様です。
 - (*7) 金融商品取引法第27条の2第7項の「特別関係者」(同項第1号に掲げる者については、「発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令」第3条第2項で定める者を除く。)で、以下同様です。

(2) 買付者等による当社に対する情報提供

上記(1)①または②の買付を行う買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買収行為の実行に先立ち、当社に対して、次の①～⑨に定める情報、資料及び書面（以下、総称して「必要情報」という。）を日本語で提供していただきます。独立委員会は、当初提出いただいた情報のみでは不十分であると判断した場合には、その意向表明書を受領した日から5営業日以内に、必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。

なお、買付者等は、独立委員会の指定した合理的期間内に必要情報を追加提供できない場合、独立委員会に対し、必要情報の提出期限の延長を申し出ることができます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、株主、組合員その他の構成員等）の名称、本店所在地、資本構成、事業内容、経歴または沿革、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等
- ② 買収の目的、方法及び内容（買収対価の種類及び価額、買収の時期、買収及びこれに関連するスキームの概要等）
- ③ 買収の対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等）
- ④ 買収資金の調達方法（買収資金の提供者がいる場合には、その名称、調達方法、担保提供の有無、内容等）
- ⑤ 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑥ 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
- ⑦ 買収に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ⑧ 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません。)及びこれらに対する対処方針
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(3) 独立委員会の検討手続

独立委員会は、買付者等から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的期間内に、次の①～③に定める情報その他の関連資料の提出を求めるものとします。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分であると判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができます。

但し、当社取締役会は、独立委員会の指定した期間内に独立委員会が提出を求めた資料等の提出ができない場合、独立委員会に対し、当該資料等の提出期限の延長を申し出ることができるものとします。この場合、独立委員会は、必要かつ合理的な範囲内において、当該提出期限を延長することができます。

- ① 買収提案に対する意見及び根拠となる資料等
- ② 当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ③ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

(4) 買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保

当社は、買付者等及び当社取締役会が独立委員会に対して必要情報等の提供を完了した後、次の期間を独立委員会における検討、評価、交渉、意見及び代替案立案のための期間（以下、「検討期間」という。）として確保されるべきものと考えております。

- ① 買収条件が、対価を円貨の現金のみとする発行済株式数の全てを公開買付による場合

60日営業日

- ② その他の場合

90日営業日

独立委員会は、検討期間中、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告します。その際独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、必要に応じて、買付者等及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先及び従業員に対して、買付者等及び当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがあります。

さらに、独立委員会は、必要に応じて、買付者等または当社取締役会と協議を行い、買付者等及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがあります。

独立委員会が、検討期間内にプランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲（原則として30日を上限とします。）で、検討期間を延長することができます。なお、独立委員会は、検討期間中に買付者等が提示した買収提案の修正案が当初の買収提案よりも当社にとって実質的に不利益であると判断したときには、別途当該修正案の提出日の翌日から上記の区分に対応した期間において、当該修正案の検討等を行うことができるものとします。

(5) 本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準

① 独立委員会による買収への対抗措置を発動する旨の勧告

独立委員会は、買付者等が上記（2）に定める情報提供あるいは検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討の結果あるいは買付者等との協議・交渉の結果、次の（a）から（f）に該当する場合その他、買付者等による買付が企業価値または当社株主の皆様の共同利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付であると認められる場合（侵害・毀損をもたらすおそれと本プランの買収への対抗措置の発動による影響とを比較考量して、買収への対抗措置を発動することが相当であると認められる場合に限り。）には、検討期間の満了日までに、当該買付が不適切な買付に該当するとして、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告します。

【買収への対抗措置の発動を勧告する場合の要件】

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (b) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- (d) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- (e) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）
- (f) 買付者等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、買付者等による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合

② 買収への対抗措置の発動後の中止

独立委員会が買収への対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会が買収への対抗措置を発動した後であっても、次の（a）または（b）の事由が認められる場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、買収への対抗措置の発動を中止する旨の勧告を行うことができます。

（a）買付者等が買付を撤回した場合、その他買付等の状況が解消された場合

（b）上記①の発動勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が上記①に定める要件のいずれにも該当しないと判断するに至った場合

③ 当社取締役会の決議

当社取締役会は、上記①による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動または不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

(6) 本プランの具体的内容

上記(5)③により、当社取締役会が不適切な買付に対抗するための具体的方策は、会社法第277条に基づき、別紙1にその概要を記載する新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の株主無償割当の方法によります。

(7) 本新株予約権の割当中止

上記のとおり、独立委員会が、上記(5)②の事由が認められるとして、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当を中止する旨の勧告を行うことができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して6営業日前までとし、また、当社取締役会が独立委員会からの中止勧告に基づいて本新株予約権の無償割当を中止することができる期限は、本新株予約権の割当基準日から起算して5営業日前までとさせていただきます。

(8) 本プランの継続手続き

本プランの継続にあたり、2025年6月26日に開催予定の当社定時株主総会に付議し、その承認を条件として継続いたします。

(9) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2025年6月26日に開催予定の当社定時株主総会における継続決議の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、2025年6月に開催予定の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が否決された場合には、本プランは継続されません。

(10) 本プランの廃止及び修正・変更等

有効期間の満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）」の遵守事項を充足しております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を勘案した内容となっております。

(2) 株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、本プランの継続を決定いたしました。上記4.（9）「本プランの有効期間」及び4.（10）「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載したとおり、本プランは株主総会の承認を条件に継続することとしており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従うよう速やかに変更または廃止されることになっているため、本プランは当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

なお、上記4.（9）に記載のとおり、当社は、2025年6月26日に開催予定の定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させて頂くため、本プランについて株主の皆様に議案としてお諮りする予定です。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙2ご参照）に従い、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成されます。

買付者等による買付がなされた場合には、上記4.（5）「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、独立委員会が買収への対抗措置の発動を勧告する場合の要件に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視すると共に、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.（5）「本プランの発動・不発動の勧告に関する判断手続及び判断基準」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記4.（4）「買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年ではありますが、監査等委員である取締役の任期は会社法に基づくものであり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当により株主の皆様にご与える影響等

① 本新株予約権の無償割当の方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

割当対象株主の皆様におかれましては、当該本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、上記4.(5)①「独立委員会による買収への対抗措置を発動する旨の勧告」に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当の効力発生日までに本新株予約権の無償割当を中止し、または本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希薄化することとなります。

但し、当社は、下記③に記載するところに従って買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希薄化は原則として生じません。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身で買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

【別紙1】

発行予定の新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（当社保有の株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、新株予約権無償割当期日における当社最終の発行可能株式総数（当社保有の株式の数を除く。）を上限とし、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことができる。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株当たり1円とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。
8. 新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めるものとする。
9. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使条件等の諸条件

新株予約権の行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

11. 法令の改正等による修正

法令の新設、改廃または施行等により、上記各項に定める条項等に修正を加える必要が生じた場合、その他取締役会により必要と判断された場合には、上記各項に定める条項を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

【別紙2】

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
8. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他、いつでも独立委員会を招集することができる。
11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

【別紙3】

独立委員会委員の氏名及び略歴

阿瀬 薫(あせ かおる)

略歴： 1978年4月 大阪国税局入局
2011年7月 国税不服審判所国税審判官
2012年7月 税務大学校研究部教授
2014年7月 東京国税局課税第一部国税訟務官室国税訟務官
2015年7月 沖縄税務署長
2016年7月 東京国税不服審判所第四部国税審判官
2017年7月 東京国税不服審判所横浜支所長
2018年4月 国税不服審判所沖縄事務所長
2019年3月 熊本国税不服審判所長
2020年6月 阿瀬薫税理士事務所開設(現任)
2021年6月 当社取締役(現任)

内山 進一(うちやま しんいち)

略歴： 1983年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行
2003年9月 株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)営業本部営業第三部次長
2006年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)ニューヨーク支店副支店長
2009年5月 同行名古屋営業本部名古屋営業第三部長
2010年8月 同行外為事務部長
2012年6月 森永製菓株式会社取締役
2014年6月 同社取締役上席執行役員
2022年7月 株式会社丸の内よろず非常勤顧問
2023年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

新谷 逸男(しんたに いつお)

略歴： 1972年4月 東京国税局入局
2001年7月 国税庁長官官房人事課課長補佐
2002年7月 館山税務署長
2004年7月 東京国税局調査第1部特別国税調査官
2006年7月 東京国税局総務部国税広報広聴室長
2008年7月 杉並税務署長
2009年7月 東京国税局総務部総務課長
2010年7月 国税庁長官官房監督評価官室長
2012年3月 沖縄国税事務所長
2013年6月 金沢国税局長
2014年8月 新谷逸男税理士事務所開設(現任)
2015年6月 岩井機械工業株式会社社外監査役
2016年3月 株式会社M.I.Tホールディングス(現株式会社ビューティーシェアリングテクノロジーズ)社外監査役
2023年6月 岩井機械工業株式会社社外取締役(現任)
2023年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)

以 上

【別紙 4】

当社株式の保有状況の概要 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,900,000株
3. 株主数 3,751名
4. 大株主

順位	株主名	株数 (株)	持株比率 (%)
1	菊水取引先持株会	955,400	11.50
2	株式会社ケーティーエム	909,200	10.94
3	菊水従業員持株会	367,240	4.42
4	株式会社みずほ銀行	360,000	4.33
5	小林寛子	346,800	4.17
6	日本生命保険相互会社	301,000	3.62
7	アジア電子工業株式会社	290,300	3.49
8	ケル株式会社	220,000	2.66
9	株式会社三菱UFJ銀行	214,500	2.58
10	橋本幸雄	188,000	2.26

※ 1. 上記のほか、当社が保有しております自己株式1,590,719株があります。

※ 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (8,309,281株) を基準に算出し、小数点以下第 3 位を四捨五入して表示しております。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られる中、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、ウクライナや中東地域を巡る情勢不安、エネルギー価格及び原材料価格の高止まり、更に円安基調による物価上昇に加え、欧米における高い金利水準の継続や米国の相互関税政策、中国経済の停滞など、世界的な景気後退懸念の高まりにより、先行き不透明感が強まっております。

当社グループが属する電気計測器業界においては、世界各国でのカーボンニュートラル、SDGs達成に向けた取り組み等により、自動車関連市場や電池関連市場等において、また、AI(人工知能)の需要拡大に伴い、半導体関連市場やデータサーバー関連市場等において設備投資の拡大が期待されておりますが、欧米における高い金利水準及び中国の市況低迷により、設備投資抑制の影響を受けております。

このような状況の中、当社グループは、グローバル需要を捉えるべく、重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場、その中でも特にカーボンニュートラルや電動化を進めている分野に注力し、顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、展示会への出展やWebを活用した販売促進活動等を進めるなど売上拡大に努めるとともに、原価低減にも努力を重ねてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、海外市場の設備投資抑制の影響があったものの、好調な国内市場のGX(グリーントランスフォーメーション)関連市場、自動車関連市場、エネルギー関連市場及び半導体関連市場等の設備投資需要を取り込んだこと、特にこれらの市場へ第4四半期に直流電源、交流電源等の電源機器群の売上が大きく伸びたことや急速充電システム等特注製品の売上により、134億2千9百万円(前年同期比7.5%増)となり、3期連続で過去最高を更新いたしました。

損益面におきましては、設備需要の変動に伴う海外製品の仕入が増加したこと及びベースアップ等により人件費が増加したものの、売上増加に伴い固定費の回収が進んだことなどにより、営業利益19億9千7百万円(前年同期比7.8%増)、経常利益21億2千2百万円(前年同期比10.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益14億3千9百万円(前年同期比10.7%増)となり、各段階利益とも連結会計年度における過去最高を更新いたしました。

製品群別概況

電子計測器群

売上高

32億3千1百万円

電子計測器群では、航空機器用電子機器の測定器は、好調に推移し、前年同期を大きく上回りました。安全関連試験機器は、EV(電気自動車)用バッテリーの耐電圧・絶縁抵抗試験用として電池関連市場向けに好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は32億3千1百万円(前年同期比26.9%増)となりました。

電源機器群

売上高

96億4千万円

電源機器群では、直流電源は、宇宙産業市場、車載関連市場、エネルギー関連市場及び半導体関連市場への評価試験や製造設備用として好調に推移いたしました。交流電源は、車載関連市場及びエネルギー関連市場への評価試験や製造設備用として好調に推移いたしました。電子負荷装置は、エネルギー関連市場、電子部品市場及びAIデータサーバー関連市場への評価試験用として好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は96億4千万円(前年同期比1.9%増)となりました。

修理・校正サービス等

売上高

5億5千7百万円

修理・校正サービス等では、修理・校正サービス及び部品等の需要が増加したことにより、売上高は、5億5千7百万円(前年同期比17.0%増)となりました。

海外市場概況

売上高

45億8千9百万円

「電子計測器群」、「電源機器群」、「修理・校正サービス等」の売上高に含まれております。

米国では、宇宙産業市場及びAI関連市場への直流電源や電子負荷装置に動きが見られましたが、エネルギー関連市場やEV関連市場の設備投資抑制の影響により低調に推移いたしました。

欧州では、エネルギー関連市場への交流電源が好調に推移し、半導体関連市場への電子負荷装置に動きがありました。

アジアにおいては、中国では、電池関連市場への安全関連試験器が好調に推移いたしましたが、自動車関連市場及び半導体関連市場の設備投資抑制の影響により全体的には低調に推移いたしました。また、韓国では、車載関連市場への直流電源や電子負荷装置が低調に推移し、東南アジアでは、IT(情報技術)関連市場への交流電源に動きが見られましたが全体的には低調に推移いたしました。インドでは、車載関連市場やIT関連市場への直流電源が好調に推移いたしました。

以上の結果、海外売上高は45億8千9百万円(前年同期比10.9%減)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、製品検査用測定器等であり、設備投資総額は2億5千3百万円であります。

また、当連結会計年度中には、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第71期 2022年3月期	第72期 2023年3月期	第73期 2024年3月期	第74期 2025年3月期
売上高 (百万円)	10,076	12,066	12,488	13,429
経常利益 (百万円)	1,087	1,528	1,919	2,122
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	709	1,072	1,300	1,439
1株当たり当期純利益 (円)	85.13	128.36	155.38	173.41
総資産 (百万円)	13,451	15,484	16,108	17,450
純資産 (百万円)	10,917	12,072	13,285	14,062
1株当たり純資産 (円)	1,309.19	1,442.74	1,602.42	1,692.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第71期 重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場へ顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、感染拡大防止に対応したオンライン商談やWebを活用した販売促進活動等を行った結果、売上高は、米国、中国を中心に海外売上高の大幅な増収により前期比増となりました。損益面におきましては、部品調達価格等仕入コストの上昇や輸出輸送費等販売費並びに研究開発費の増加はあったものの、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比増となりました。
3. 第72期 重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場へ顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、感染拡大防止に対応したオンライン商談やWebを活用した販売促進活動等を進めるなど売上拡大に努めるとともに、原材料の長納期化に対応すべく部品調達活動、生産活動にも努力を重ねてまいりました。この結果、売上高は、米国、中国を中心に海外売上高が好調に推移したことにより、前期比増となり、過去最高を達成いたしました。損益面におきましては、原材料価格の高騰及び円安による仕入コストの上昇等はあったものの、売上総利益の増加により、営業利益、経常利益は前期比増となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益も前期比増となり、過去最高を達成いたしました。
4. 第73期 重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場、その中でも特にカーボンニュートラルや電動化を進めている分野に注力し、顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、新製品である双方向大容量直流電源PXBシリーズを中心に展示会への出展やWebを活用した販売促進活動等を進めるなど売上拡大に努めるとともに、棚卸資産の圧縮や原価低減にも努力を重ねてまいりました。この結果、売上高は2期連続で過去最高を更新いたしました。損益面におきましては、依然として原材料の長納期化や円安の影響はあるものの、納期対応のための部品調達コストや設備投資需要の変動に伴う海外製品の仕入が減少したこと、売上増加に伴い人件費等固定費の回収が進んだことなどにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前期比増となり、過去最高を達成しました。
5. 第74期(当連結会計年度) 前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第71期 2022年3月期	第72期 2023年3月期	第73期 2024年3月期	第74期 2025年3月期
売上高及び営業収益 (百万円)	9,621	7,557	1,523	1,412
経常利益 (百万円)	1,123	2,730	844	714
当期純利益 (百万円)	798	2,571	737	598
1株当たり当期純利益 (円)	95.82	307.83	88.15	72.12
総資産 (百万円)	12,993	6,960	7,480	7,273
純資産 (百万円)	10,499	5,949	6,475	6,404
1株当たり純資産 (円)	1,259.14	711.03	781.06	770.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2022年10月1日付で会社分割を行い、持株会社へ移行いたしました。これにより、第72期以降の財産及び損益の状況は、第71期以前と比較して大きく変動しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、地政学リスクの高まり、それに伴う規制強化や国際的な貿易摩擦や関税政策の変更、物価上昇、中国経済の減速、ウクライナや中東地域をめぐる情勢及び世界的な金融引き締めに伴う影響などにより、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不確実性の高い状況が続くものと推測しております。

一方で、日本を含む主要国が脱炭素社会の実現を目指す中、自動車のEVシフトの減速懸念はあるものの、再生可能エネルギー関連投資やグリーン化政策などのSDGs関連市場では積極的な投資も期待されます。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）やAI（人工知能）の急速な進展に伴い、データセンターや通信インフラへの投資が拡大しており、これらの分野における需要増加も見込まれます。

このような状況の下、当社グループが継続的に発展していくために、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、「パワーエレクトロニクス分野の評価及び測定ソリューション」をテーマに盛り込んだ経営計画に沿って、以下の施策を実施してまいります。

- ① 技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される市場環境の中で多様化するお客様のニーズや課題に対応すべく、提案型営業体制の構築を進めると共に、多彩な応用展開が可能な新製品開発と原価低減に引き続き努めてまいります。
- ② 汎用電源・安全関連試験機器市場では、市場の成熟化に加え、新興国企業の台頭等による価格競争が激化しつつある中、製品の差別化やグローバルな視点から生産拠点及び開発設計拠点の最適化を図ることにより、製品競争力の強化に努めてまいります。
- ③ 営業活動では、eモビリティ、次世代エネルギー、パワー半導体、データセンターの4つの市場を重点市場として、国内外の顧客ニーズに合わせたソリューションビジネスの積極的展開、Webマーケティングの活用によるブランドプレゼンス向上を進めてまいります。また、営業DXを推進しマーケティング及びユーザーリレーションの強化を図ってまいります。
- ④ 複雑化する経営環境の中で、戦略的かつ積極的に経営資源を投入し、効率的で健全な企業経営を目指すことに努めております。さらに、IR活動の推進に努めて、当社グループの企業価値向上に取り組むと共に、積極的な情報開示で透明性の高い経営にも注力してまいります。
- ⑤ お客様満足に向けた品質の確保はもとより、循環型社会の構築への貢献に向けて、設計から部品調達、製造、販売、サービス、廃棄までの全てのステージで環境影響を考慮した事業活動を展開し、全てのステークホルダーの皆様に安心・安全を提供いたします。

以上により、経営基盤の強化充実と業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、今後とも格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、電気計測器等の製造、販売を主な事業としており、各製品群の主要な製品は、次のとおりであります。

製品群	主要製品
電子計測器	耐電圧試験器、耐電圧・絶縁抵抗試験器、デジタル標準信号発生器、標準信号発生器、移動体通信機用試験器、サージシミュレータ
電源機器	直流安定化電源、交流安定化電源、電子負荷装置、充放電バッテリーテスタ、電源高調波電流測定器、機器組込用電源

(6) 主要な拠点等 (2025年3月31日現在)

① 主要な事業所

本 社：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号 サウスウッド4階

② 子会社の事業所

菊水電子工業株式会社：神奈川県横浜市都筑区東山田

菊水エムズ株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

フジテック株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

菊水貿易（上海）有限公司：中国上海市

KIKUSUI AMERICA, INC.：米国カリフォルニア州トーランス市

Kikusui Electronics Europe GmbH：ドイツデュッセルドルフ市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
研究開発関連部門	84名	2名減
生産・購買関連部門	94名	8名増
営業関連部門	119名	1名減
管 理 部 門	37名	9名増
合 計	334名	14名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	17名 (3名増)	43.7歳	15.4年
女 性	3名 (-)	44.5歳	8.6年
合計又は平均	20名 (3名増)	43.8歳	14.4年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
菊水電子工業株式会社	100,000千円	100.00%	当社グループ製品の販売、開発事業及びこれらに関連する輸出入事業
菊水エムズ株式会社	100,000千円	100.00%	当社グループ製品の生産及び当該事業に関連する輸出入事業
フジテック株式会社	45,000千円	100.00% (100.00%)	当社グループ製品の物流業務及び組立・配線加工
菊水貿易（上海）有限公司	1,100千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売
KIKUSUI AMERICA, INC.	1,300千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売
Kikusui Electronics Europe GmbH	800千ユーロ	100.00% (100.00%)	電気計測器等の販売

(注) 「出資比率」の()内は、間接保有割合であり、内数であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

(10) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,900,000株

(3) 当事業年度末の株主数 3,751名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
菊水取引先持株会	955	11.5
株式会社ケーティーエム	909	10.9
菊水従業員持株会	367	4.4
株式会社みずほ銀行	360	4.3
小林寛子	346	4.2
日本生命保険相互会社	301	3.6
アジア電子工業株式会社	290	3.5
ケル株式会社	220	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	214	2.6
橋本幸雄	188	2.3

(注) 当社は、自己株式1,590千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 10,765株	3名

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 一夫	内部監査室長	
専務取締役	小林 剛	経営企画室長	
常務取締役	齋藤 士郎	管理本部長	
取締役	阿瀬 薫		
取締役 常勤監査等委員	山崎 俊宣		
取締役 監査等委員	内山 進一		
取締役 監査等委員	新谷 逸男		

- (注) 1. 取締役阿瀬薫氏、内山進一氏及び新谷逸男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山崎俊宣氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役阿瀬薫氏、内山進一氏及び新谷逸男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、次のとおり決議しております。

ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の手続きは株主総会決議又は社外取締役を含めた取締役会決議により客観性、透明性が確保されたプロセスを経ることとする。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、中長期的な企業価値向上につながる設計とし、株主との利害の共有を図ることとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、賞与及び株式報酬で構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、固定報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会の決議により決定する。また、各取締役の報酬額は、役職及び在任年数に応じた額とする。

ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、賞与による金銭報酬とし、その賞与総額は、連結営業利益を踏まえて、配当、従業員の賞与支給水準、他社の動向、中長期的な業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内で取締役会により決定する。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への賞与の配分は、役職に応じて配分することとし、取締役会の決議により決定する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、その報酬枠は株主総会の決議により決定する。また、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への割当株式数及び報酬支給額は、取締役会の承認により定めた「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき、役職に応じた額とし、原則として毎年6月の取締役会の決議により決定する。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬については、固定報酬、賞与及び株式報酬で構成し、その割合については、取締役会の承認により定めた「役員の報酬等に関する規程」及び「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき、役職に応じて決定する。

なお、社外取締役の種類別の報酬については、固定報酬のみとする。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性、透明性が確保されたプロセスを経るため、社外取締役の適切な助言、関与が得られるよう、社外取締役が出席する取締役会において審議のうえ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 監査等委員である取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により報酬の限度額を決定しております。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

- ④ 取締役ごとの報酬等の総額等

区分	人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	4名	101,448千円	51,000千円	15,447千円	167,895千円
（うち社外取締役）	（1名）	（3,600千円）	（－千円）	（－千円）	（3,600千円）
取締役（監査等委員）	3名	21,600千円	－千円	－千円	21,600千円
（うち社外取締役）	（2名）	（7,200千円）	（－千円）	（－千円）	（7,200千円）
計	7名	123,048千円	51,000千円	15,447千円	189,495千円

- (注) 1. 2023年6月29日開催の定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は10百万円）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）であります。また、この報酬限度額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名であります。
2. 2023年6月29日開催の定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額36,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数（13回開催）	監査等委員会出席回数（13回開催）
取 締 役	阿 瀬 薫	13回	－
取締役（監査等委員）	内 山 進 一	13回	13回
取締役（監査等委員）	新 谷 逸 男	13回	13回

- (注) 1. 取締役阿瀬薫氏は、税理士の資格を有しており、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を適宜行っております。
2. 取締役（監査等委員）内山進一氏は、主に財務的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を適宜行っております。また、監査等委員会においては、監査に関する重要事項の協議等、適切な発言を行っております。
3. 取締役（監査等委員）新谷逸男氏は、税理士の資格を有しており、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、監査に関する重要事項の協議等、適切な発言を行っております。

② 社外役員の報酬の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 38,200千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠等を確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。

(3) 責任限定契約に関する事項

会計監査人と当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社の監査等委員会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、又は会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)に基づき基本方針を決定し、2023年6月29日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関わる規程として当社グループの行動理念、行動指針、行動規範が定められているが、その他の関連規程の整備も行い、当社グループ内の周知徹底を図るための教育研修を実施し、遵守体制の有効性のチェックを強化する。

当社グループのコンプライアンス管理に関する内部通報制度や万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合の対応システムも整備する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程とそれに関するその他の定めに従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証並びに規程等の見直しを行う。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い必要な対応策を講じる体制を構築する。

リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、会議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図る。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営は、経営目標達成のための中期経営計画と年度事業計画が策定され、各業務の執行管理は、取締役会規程、各部門の業務分掌規程等に従って行われるが、業務執行権限を委譲された執行役員以下の業務執行ラインが事業目標達成にむけて業務を遂行する。
計画の進捗状況は、当社グループの取締役会等で定期的な報告がなされ、それぞれの経営レベルの会議で是正施策の検討・決定が行われる。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議が行われる。
当社グループは、親子会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するために報告・情報伝達体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検・調査を行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の規模、内容等から当面、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフの設置は行わず、内部監査室のスタッフ追加等による補助使用人の兼務体制で対応することとするが、監査等委員会がその職務を補助する専任スタッフを置くことを求めた場合は専任スタッフを選任し、その人事、評価に関しては監査等委員会の同意を得ることとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人の当社監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告する。
当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
常勤監査等委員は、当社グループの取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要と思われる重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・記録を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役又は使用人に説明を求めることができる。
また、監査等委員会監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室は監査等委員会と相互の積極的なコミュニケーションを図ることとする。

- ⑧ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務等の支払い等の処理を行う。
- ⑩ 社内の推進体制
上記の内部統制システム構築に関わる具体的な計画策定、運営、実効性の検証等の業務は内部監査室を主管部門とし、内部監査室の拡充及びプロジェクトチーム、委員会、関連部門の共同による全社的体制をもって行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行に関する事項
取締役会規則及びその他社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。
- ② 監査等委員の職務執行に関する事項
監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、社外取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査の実施に関する事項
内部監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関する事項
内部統制の評価に関する計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」について、次のとおり決議いたしました。

(1) 基本方針の内容

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといった動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、大量買付提案の買付行為がなされた場合について、その大量買付者が中長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上を狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買付方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、大量買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの株式等保有割合を20%以上となるような当社株式の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、独立委員会がその買付行為を検討、評価・交渉・意見及び代替案立案のための期間を設けることをルールとして策定いたしました。このルールが遵守されない場合やその買付行為が企業価値又は株主共同の利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付と認められる場合に、当社はこれに対する買収防衛策を導入すべきものと考えます。

このような観点から、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な買付行為の防止の取り組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続を決議し、2022年6月29日開催の当社第71回定時株主総会において承認を得ております。

（3）上記（2）の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記（2）の取り組みが当社の上記（1）の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、取締役の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅸ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、普通配当を前期比6円増配し、1株につき53円とさせていただきます。

今後は、株主の皆様への利益還元の姿勢をより明確にするため、DOE（連結純資産配当率）2%以上を安定的な利益還元のベースとしたうえで、連結配当性向30%以上の利益還元を行ってまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	11,589,028	流動負債	2,531,945
現金及び預金	4,716,583	支払手形及び買掛金	950,465
受取手形	105,197	リース債務	4,435
売掛金	2,433,713	未払金	236,301
電子記録債権	597,753	未払法人税等	528,592
商品及び製品	1,364,602	未払消費税等	113,600
仕掛品	555,764	預り金	76,105
原材料及び貯蔵品	1,650,696	賞与引当金	396,416
未収消費税等	38,586	役員賞与引当金	104,900
その他	126,130	製品保証引当金	11,062
固定資産	5,861,248	その他	110,066
有形固定資産	2,316,503	固定負債	855,939
建物及び構築物	416,588	長期未払金	70,367
機械装置及び運搬具	73,204	リース債務	10,000
工具、器具及び備品	350,203	繰延税金負債	478,270
土地	1,454,495	退職給付に係る負債	12,847
リース資産	12,905	長期預り保証金	284,452
建設仮勘定	9,105	負債合計	3,387,885
無形固定資産	55,139	純資産の部	
投資その他の資産	3,489,605	株主資本	12,759,695
投資有価証券	2,099,518	資本金	2,201,250
繰延税金資産	329,015	資本剰余金	2,831,425
退職給付に係る資産	53,464	利益剰余金	8,604,425
保険積立金	851,134	自己株式	△877,405
差入保証金	56,921	その他の包括利益累計額	1,302,695
その他	101,566	その他有価証券評価差額金	986,985
貸倒引当金	△2,015	為替換算調整勘定	232,814
資産合計	17,450,276	退職給付に係る調整累計額	82,895
		純資産合計	14,062,391
		負債純資産合計	17,450,276

■ 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,429,290
売上原価		6,469,208
売上総利益		6,960,081
販売費及び一般管理費		4,962,717
営業利益		1,997,363
営業外収益		
受取利息	4,222	
受取配当金	123,109	
その他	18,031	145,363
営業外費用		
支払利息	4,534	
為替差損	12,055	
支払手数料	1,999	
その他	1,787	20,377
経常利益		2,122,350
税金等調整前当期純利益		2,122,350
法人税、住民税及び事業税	762,389	
法人税等調整額	△79,963	682,425
当期純利益		1,439,924
親会社株主に帰属する当期純利益		1,439,924

■ 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,201,250	2,815,369	7,554,182	△887,442	11,683,360
当期変動額					
剰余金の配当			△389,681		△389,681
親会社株主に帰属する当期純利益			1,439,924		1,439,924
自己株式の処分		16,055		10,037	26,092
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	16,055	1,050,242	10,037	1,076,335
当期末残高	2,201,250	2,831,425	8,604,425	△877,405	12,759,695

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,293,957	249,587	58,893	1,602,439	13,285,799
当期変動額					
剰余金の配当					△389,681
親会社株主に帰属する当期純利益					1,439,924
自己株式の処分					26,092
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△306,971	△16,773	24,001	△299,743	△299,743
当期変動額合計	△306,971	△16,773	24,001	△299,743	776,591
当期末残高	986,985	232,814	82,895	1,302,695	14,062,391

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,739,826	流動負債	341,948
現金及び預金	2,700,668	リース債務	990
関係会社短期貸付金	738,888	未払金	91,732
未収入金	246,122	未払費用	14,770
その他	54,146	未払法人税等	80,797
		未払消費税等	13,580
固定資産	3,534,127	預り金	67,572
有形固定資産	41,843	賞与引当金	21,154
建物	4,892	役員賞与引当金	51,000
工具、器具及び備品	34,296	その他	350
土地	329	固定負債	527,856
リース資産	2,325	長期未払金	70,367
		リース債務	1,650
無形固定資産	2,360	繰延税金負債	388,761
借地権	2,360	退職給付引当金	67,077
電話加入権	0	負 債 合 計	869,805
投資その他の資産	3,489,924	純資産の部	
投資有価証券	2,099,518	株主資本	5,417,163
関係会社株式	69,214	資本金	2,201,250
出資金	1,400	資本剰余金	2,819,415
関係会社出資金	120,352	資本準備金	1,936,250
関係会社長期貸付金	366,666	その他資本剰余金	883,165
長期前払費用	3,631	利益剰余金	1,273,902
保険積立金	732,896	利益準備金	233,600
差入保証金	37,539	その他利益剰余金	1,040,302
その他	60,721	繰越利益剰余金	1,040,302
貸倒引当金	△2,015	自己株式	△877,405
資 産 合 計	7,273,954	評価・換算差額等	986,985
		その他有価証券評価差額金	986,985
		純 資 産 合 計	6,404,148
		負 債 純 資 産 合 計	7,273,954

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,412,207
営業費用		848,754
営業利益		563,453
営業外収益		
受取利息	22,943	
受取配当金	123,109	
その他	7,162	
営業外費用		
支払手数料	1,999	
その他	662	
経常利益		714,006
税引前当期純利益		714,006
法人税、住民税及び事業税	106,641	
法人税等調整額	8,526	
当期純利益		598,838

■ 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,201,250	1,936,250	867,109	2,803,359
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の処分			16,055	16,055
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	—	—	16,055	16,055
当期末残高	2,201,250	1,936,250	883,165	2,819,415

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
別途積立金		繰越利益 剰余金		
当期首残高	233,600	—	831,146	1,064,746
当期変動額				
剰余金の配当			△389,681	△389,681
当期純利益			598,838	598,838
自己株式の処分				—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	—	—	209,156	209,156
当期末残高	233,600	—	1,040,302	1,273,902

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△887,442	5,181,913	1,293,957	6,475,871
当期変動額				
剰余金の配当		△389,681		△389,681
当期純利益		598,838		598,838
自己株式の処分	10,037	26,092		26,092
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△306,971	△306,971
当期変動額合計	10,037	235,249	△306,971	△71,722
当期末残高	△877,405	5,417,163	986,985	6,404,148

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

菊水ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 沼 健 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菊水ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菊水ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

菊水ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 沼 健 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菊水ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

菊水ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山崎俊宣 ㊟

監査等委員 内山進一 ㊟

監査等委員 新谷逸男 ㊟

(注) 監査等委員内山進一及び新谷逸男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧ください。

🏠 当社ウェブサイト トップ



🏠 当社ウェブサイト：

<https://kikusui-holdings.co.jp>

菊水ホールディングス



📊 IR情報ページ



📊 IR情報ページ：

<https://kikusui-holdings.co.jp/investor/>



株主総会ページ：

<https://kikusui-holdings.co.jp/investor/gm/>

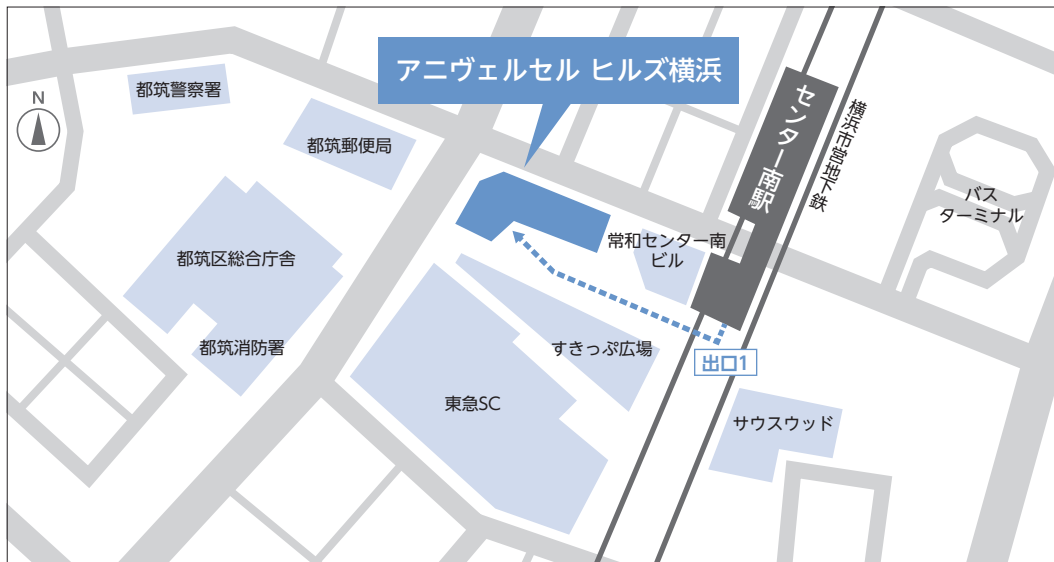


株主総会の招集通知、決議通知等が掲載されております。

株主総会会場ご案内図

開催日時 || 2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所 || アニヴェルセル ヒルズ横浜 ヴィラ・アジュール
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央4番1号 TEL:045-949-0888



交通の
ご案内

横浜市営地下鉄をご利用の場合

センター南駅 **出口1** より 徒歩2分